

I P 通信網サービス契約約款 別冊（NTT Comひかり電話サービス）【現改比較表】 2024年1月1日現在

～2023年12月31日

[\(令和5年11月24日現在\)](#)

▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊(NTT Com ひかり電話サービス)

目次

第1条～第41条（略）

別記

1～17（略）

18 I P 電話事業者の電気通信[番号](#) 28

19～21（略）

料金表（略）

第1条～第41条（略）

別記

1～15（略）

16 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内容
1～5（略）	（略）
6 I P 電話事業者	電気通信番号規則別表第6号に規定する電気通信番号（18（I P 電話事業者の電気通信 番号 ）に規定するものに限り、）を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者

17（略）

18 I P 電話事業者の電気通信[番号](#)

区分	使用される電気通信番号
グループA	契約事業者の特定約款に定める I P 電話事業者の電気通信番号においてグループAに定める番号
グループB	契約事業者の特定約款に定める I P 電話事業者の電気通信番号においてグループBに定める番号
グループC	契約事業者の特定約款に定める I P 電話事業者の電気通信番号においてグループCに定める番号

2024年1月1日～

[\(令和6年1月1日現在\)](#)

▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊(NTT Com ひかり電話サービス)

目次

第1条～第41条（略）

別記

1～17（略）

18 I P 電話事業者の電気通信[サービス](#) 28

19～21（略）

料金表（略）

第1条～第41条（略）

別記

1～15（略）

16 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内容
1～5（略）	（略）
6 I P 電話事業者	電気通信番号規則別表第6号に規定する電気通信番号（18（I P 電話事業者の電気通信 サービス ）に規定するものに限り、）を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者

17（略）

18 I P 電話事業者の電気通信[サービス](#)

使用される電気通信サービス
契約事業者の特定約款に定める I P 電話事業者の電気通信サービスにおいて定める電気通信サービス

19 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

接続形態		料金を定める事業者	料金を請求する事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い	
1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
2	発信側の電気通信設備：端末系事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：接続契約者回線等	(1) (略)	(略)	(略)	(略)	
		(2) <u>契約事業者の電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る電気通信設備から発信し当社の電気通信設備を経由して通信を行った場合</u>	<u>当社</u>	<u>当社</u>	<u>当社の契約約款に規定する者</u>	<u>当社の契約約款に定めるところによります。</u>
		(3) 契約事業者に係る電気通信設備（電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係るものに限ります。）から発信し、当社に係る電気通信設備を経由して通信を行った場合	当社	契約事業者	当社の契約約款に規定する者	当社の契約約款に別段の定めがある取扱いを除き、契約事業者の契約約款等に定めるところによります。
	(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
3 6 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

20～21 (略)

19 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

接続形態		料金を定める事業者	料金を請求する事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い	
1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
2	発信側の電気通信設備：端末系事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：接続契約者回線等	(1) (略)	(略)	(略)	(略)	
		(2) <u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>
		(3) 契約事業者に係る電気通信設備（電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係るものに限ります。）から発信し、当社に係る電気通信設備を経由して通信を行った場合	当社	契約事業者	当社の契約約款に規定する者	当社の契約約款に別段の定めがある取扱いを除き、契約事業者の契約約款等に定めるところによります。
	(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
3 6 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

20～21 (略)

料金表
通則（略）
第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金（略）

第2 通信料

1 適用（略）

2 料金額

2-1 国内通信に係るもの

(1)~(2)（略）

(3) I P 電話通信に係るもの

料金種別	単位	料金額
グループAに区分される電気通信番号を用いた通信	メニュー1に係るもの	3分までごとに <u>10.4円</u> (税込価格 11.44円)
	メニュー2及びメニュー3に係るもの	3分までごとに <u>10.5円</u> (税込価格 11.55円)
グループBに区分される電気通信番号を用いた通信	メニュー1に係るもの	3分までごとに <u>10.5円</u> (税込価格 11.55円)
	メニュー2及びメニュー3に係るもの	3分までごとに <u>10.5円</u> (税込価格 11.55円)
グループCに区分される電気通信番号を用いた通信	メニュー1に係るもの	3分までごとに <u>10.8円</u> (税込価格 11.88円)
	メニュー2及びメニュー3に係るもの	3分までごとに <u>10.5円</u> (税込価格 11.55円)

(4) ~ (6)（略）

2-2 国際通信に係るもの（略）

第3~第4（略）

第2表（略）

第3表（略）

通信料別表（略）

料金表
通則（略）
第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金（略）

第2 通信料

1 適用（略）

2 料金額

2-1 国内通信に係るもの

(1)~(2)（略）

(3) I P 電話通信に係るもの

料金種別	単位	料金額
I P 電話通信	3分までごとに	<u>10.5円</u> (税込価格 11.55円)

(4) ~ (6)（略）

2-2 国際通信に係るもの（略）

第3~第4（略）

第2表（略）

第3表（略）

通信料別表（略）

▲IP 通信網サービス契約約款 共通編

[附則（令和5年12月21日 CAS1サ第000400002818-01号）](#)
(実施期日)

1 この改正規定は、令和6年1月1日から実施します。

	<p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>
--	--